

PwC Tax Insight (No.09/2018)

最高裁判所判決 全部事業譲渡で生じた所得への課税

Issue 28 May 2018

pwc

.....
最高裁判所は全部事業譲渡による所得の一部には法人所得税が課せられるとした判決を下しました。
.....

最高裁判所は、全部事業譲渡 (EBT) において貸借対照表に計上されていないオフバランスシート項目 (顧客リスト、営業権など) の譲渡により生じた所得は法人所得税の課税対象となるとした判決を出しました。

従前は、歳入法典第74条(1)(c)に基づき全部事業譲渡から生じた所得は法人所得税の課税所得ではないと一般的には解釈されていました。

貸借対照表上の資産の譲渡から生じる所得は引き続き非課税所得として扱われます。

なお、当該判決の詳細な分析を次回のTax newsletterで取り扱う予定です。

全部事業譲渡を実施した、または全部事業譲渡を計画している会社には税務アドバイザーによる税務ポジションの確認が推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.